

宅地建物取引業者 営業保証金供託～営業～取戻し手続（フローチャート）

申請者

宮崎県

免許通知

普通郵便はがきで、主たる事務所の所在地宛てに通知します（電話連絡はしていません）。
※この免許通知をもって営業はできません。

供託手続き等

営業保証金の供託

主たる事務所の所在地のもよりの供託所に、
主たる事務所につき1,000万円
従たる事務所がある場合、事務所ごとに500万円
を供託。

※「供託手続き等」は、免許日から3月以内に全て完了し、届出してください。期間内に手続きがなされない場合、免許取消しになることがあります。

供託所の供託・取戻し手続きは、法務局にお尋ねください。

書類の作成

【様式第七号の六】営業保証金供託済届出書、
供託書(写)、免許通知のはがき等。

記入例参照

供託済の届出

主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁に正本1通、副本1通の合計2通提出してください。

免許証交付

確認

電話連絡がありますので、主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁で受け取ってください。

営業開始

「取戻しの理由」発生

- ・（免許失効）廃業等の届出、期間満了、免許取消。手続きを行う者→宅地建物取引業者であった者又はその承継人
- ・従たる事務所廃止。手続きを行う者→宅地建物取引業者

官報公告の掲載依頼

官報取扱公告会社へ依頼（原稿 記入例参照。有料。掲載依頼は免許失効

官報に公告

書類の作成

（様式第8）営業保証金取戻公告届出書、官報(写)

記入例参照

公告済届の届出

※遅滞なく届け出てください。

主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁に正本1通、副本1通の合計2通提出してください。

確認

公告の翌日から起算して6月以上

書類の作成

（様式第9）証明願

記入例参照

債権の申出のない証明の交付申請

主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁に正本1通、副本1通の合計2通提出してください。

確認

債権の申出のない証明の交付

電話連絡がありますので、主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁で受け取ってください。

取戻し

法務局にて手続きしてください。

※公告期間中に債権の申し出があった場合は、「債権の申出のない証明」ではなく、「債権総額の証明」の交付となります。